

渋谷区公衆喫煙所設置費等助成制度

渋谷区では、区民の快適な生活環境を実現することを目的として、新たに一般利用可能な喫煙所を設置し、維持管理する建築物の所有者等の方に、喫煙所の設置及び維持管理にかかる経費の一部を助成します。

【助成対象者】

- ◎渋谷区内の土地又は建築物を所有する方
- ◎渋谷区内の土地又は建築物を使用する方

【助成申請時の注意点】

- 喫煙所を5年以内に廃止する場合は、原則として、助成金の返還が必要です。
- 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合は、交付が取消され、助成金の返還が必要です。

助成金の交付を希望される場合は、事前に下記までご相談をお願いいたします。

【問い合わせ先】

渋谷区役所環境整備課きれいなまちづくり係
電話番号：03-3463-3496
FAX 番号：03-5458-4903

【助成内容】

新規設置・ 既存喫煙所	助成区分	喫煙所の面積	限度額	助成割合	助成対象経費
新規設置喫煙所 ※3㎡以上 (内法面積)	設置に係る経費 ※初回限り	3㎡以上 5㎡未満	300万円	10/10	内装改修工事費 (給排気設備の 取付工事等)、設 備・備品・機械装 置費に係る費用 等
		5㎡以上 10㎡未満	500万円		
		10㎡以上 15㎡未満	700万円		
		15㎡以上	900万円		
	維持管理に係る 経費	面積問わず	1月につき 20万円 ※ただし、助成 決定期間が1 月に満たない 場合、その月の 稼働日数が15 日以上で1月 とみなす。	10/10 ※ただし、賃 借料に清掃 費、水道光熱 費等の管理費 が含まれる賃 貸借契約書 で、その内訳 が明確でない 場合、賃借料 の助成額は8 割とする	家賃、店舗及び 駐車場の賃借 料、喫煙ブース のリース代、電 気代、空気清浄 機の保守代、火 災保険料、清掃・ ごみ処理委託費 など
既存喫煙所	維持管理に係る 経費	面積問わず	1月につき 20万円 ※ただし、助成 決定期間が1 月に満たない 場合、その月の 稼働日数が15 日以上で1月 とみなす。	10/10 ※ただし、賃 借料に清掃 費、水道光熱 費等の管理費 が含まれる賃 貸借契約書 で、その内訳 が明確でない 場合、賃借料 の助成額は8 割とする	家賃、店舗及び 駐車場の賃借 料、喫煙ブース のリース代、電 気代、空気清浄 機の保守料、火 災保険料、清掃・ ごみ処理委託費 など

※消費税相当額も助成対象経費に含みます。

※予算には限りがあります。

※現実に喫煙の用途に利用可能な面積とし、内法寸法で計算する。

～ 屋内喫煙所設置費 助成を受けるための要件 ～

① 喫煙所の運営など

- ・一般に開放され、かつ利用料は無料であること。
- ・建物内に公衆喫煙所を設置する場合は当該建物の出入口階およびその上下各 1 階の範囲内に限るものとし、容易に利用できる場所に設置すること。
- ・公衆喫煙所及び公衆喫煙所が入る建物の出入口に、当該場所が喫煙可能場所である旨が分かる標識を掲示し、掲示する標識は、外国人を含め誰もがその内容を理解できるものとするよう十分留意すること。
- ・稼働開始後、最低 60 か月は継続して運営すること。

② 喫煙所の技術的基準など

- ・出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、 0.2 m/s 以上であること。
- ・たばこの煙（蒸気を含む。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- ・たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気され、排気したたばこの煙が、人の往来の多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。ただし、令和 2 年 4 月 1 日時点ですでに存在している建物等で、構造上新たに屋外に排出することができ排気装置を設置することが困難な場合等には、次に掲げる脱煙機能を有すること。
 - ア 総揮発性有機化合物の除去率が 95% 以上であること。
 - イ 室外に排気される空気が排気装置より浄化された場合における当該空気の浮遊粉じんの量が 0.015 mg/m^3 以下であること。

③ その他

- ・公衆喫煙所の設置に先立ち、周辺住民及び近隣店舗等に対し事前説明を行う等、合意形成に努めたうえで、周辺の生活環境の改善に効果があると認められること。
- ・健康増進法、健康増進法施行規則で規定する基準を満たし、かつその他関係法令等を遵守すること。また、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

～ 屋外喫煙所設置費 助成を受けるための要件

① 喫煙所の運営など

- ・一般に開放され、かつ利用料は無料であること。
- ・容易に利用できる場所に設置すること。
- ・公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能場所である旨が分かる標識を掲示し、掲示する標識は、外国人を含め誰もがその内容を理解できるものとするよう十分留意すること。
- ・稼働開始後、最低60か月は継続して運営すること。

② 喫煙所の技術的基準など

- ・人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること。
- ＜具体例＞壁で囲まれ、かつ天井が解放された構造物の場合（パーティション型）
- ・壁については、一定程度の高さ（2～3m程度）があること。
 - ・出入り口には、方向転換のためのクランクがあること。（2回以上のクランクがあることが望ましい）

③ その他

- ・公衆喫煙所の設置に先立ち、周辺住民及び近隣店舗等に対し事前説明を行う等、合意形成に努めたうえで、周辺の生活環境の改善に効果があると認められること。
- ・健康増進法、健康増進法施行規則で規定する基準を満たし、かつその他関係法令等を遵守すること。また、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

～ 喫煙所維持管理費 助成を受けるための要件 ～

喫煙所の維持管理に係る経費であれば、原則として、助成の対象となります。

① 電気代について

喫煙所にかかる電気代が

- ・電気メーター等から算出できる場合
→上限額を限度に助成の対象

- ・ 電気メーター等から算出できない場合

→店舗全体の床面積に占める喫煙所の床面積の割合をもとに電気代を算出し、
上限額を限度に助成の対象

② 喫煙所内に設置した空気清浄機の保守料について

→上限額を限度に助成の対象

③ 火災保険料について

喫煙所にかかる火災保険料が

- ・ 店舗全体の火災保険料と明確に分かれているような場合

＜例＞Ⅰ 喫煙所を対象とした火災保険

Ⅱ 喫煙所を設置したことにより、火災保険料が増額した場合

→ 上限額を限度に助成の対象（Ⅱでは、増額分のみ）

- ・ 店舗全体の火災保険料と明確に分かれていない場合

＜例＞店舗全体として火災保険料を支払っている場合 → 助成の対象外

④ 清掃、吸い殻処理の経費について

喫煙所にかかる清掃、吸い殻処理の経費が

- ・ 店舗全体の清掃費などと明確に分かれているような場合

＜例＞喫煙所部分の清掃を清掃業者に委託した場合

→ 上限額を限度に助成の対象

- ・ 店舗全体の清掃費などと明確に分かれていないような場合

＜例＞従業員が店舗全体の清掃活動の一環として、喫煙所を清掃した場合

→ 助成の対象外

⑤ 賃借料について

→店舗全体の床面積に占める喫煙所の床面積の割合をもとに賃借料を算出し、
上限額を限度に助成の対象

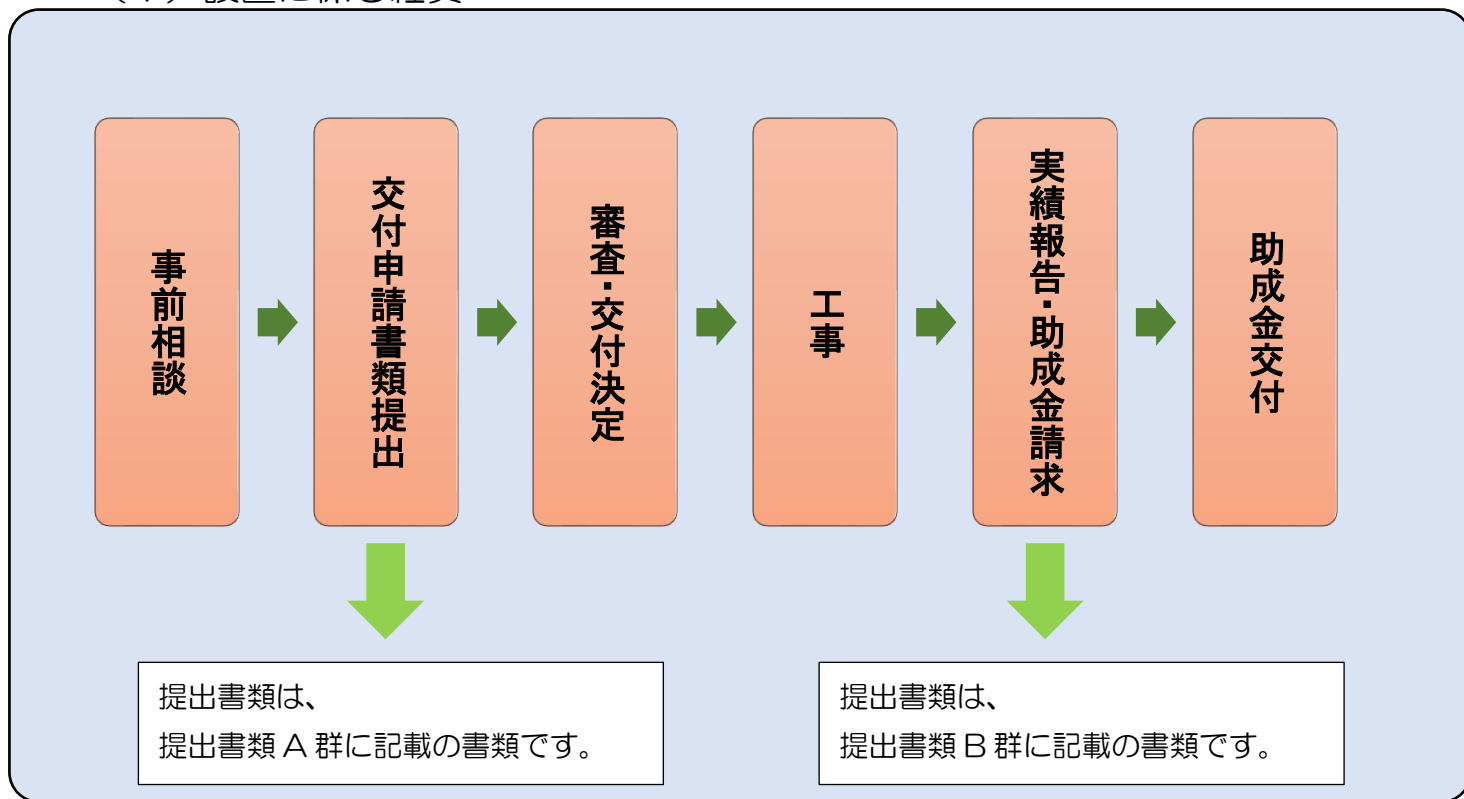
※ただし、賃貸料に清掃費、水道光熱費等の管理費が含まれる賃貸借契約書で、
その内訳が明確でない場合、賃貸料の助成額は8割とする

⑥ その他の経費について

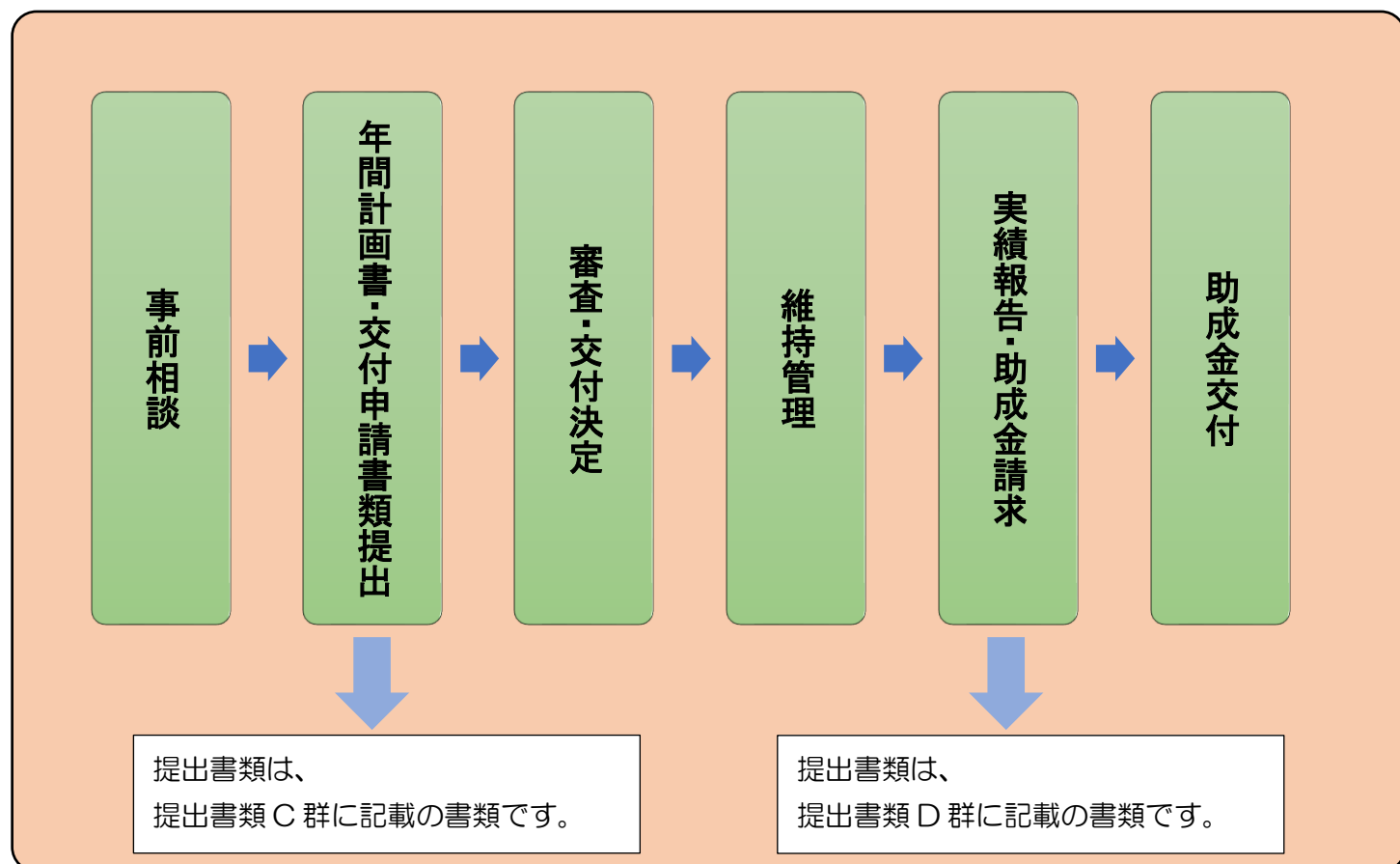
上記以外の経費で、喫煙所の維持管理に関する費用として請求されたい場合は、事前に
区と相談

【助成の流れ】

(1) 設置に係る経費



(2) 維持管理に係る経費



《助成金交付に関する提出書類一覧表》

【提出書類 A 群】

☐	喫煙所設置費助成金交付申請書	第 1 号様式
☐	【所有の場合】喫煙所の用に供する部分（建物又は土地）の登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）	法務局で発行
☐	【使用の場合】喫煙所の用に供する部分（建物又は土地）の賃貸借契約書の写し	任意書式
☐	設置予定場所の工事前の写真（申請日から 3 か月以内に撮影したもの）	写真
☐	設置しようとする喫煙所の場所、面積、仕様、換気扇等の設備、排気先の位置を示すもの、利用可能な人数その他喫煙所の詳細を確認できる資料	任意書式
☐	喫煙所の設置に係る施工業者等からの見積書の写し	任意書式
☐	【区分所有の場合】他の区分所有者の同意を確認できるもの	任意書式
☐	【使用の場合】喫煙所を設置することについての建物又は土地の所有者の同意を確認できるもの	任意書式
☐	他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	公的機関発行の書類

【提出書類 B 群】

☐	喫煙所設置実績報告書	第 1 0 号様式
☐	喫煙所助成金交付請求書	第 1 2 号様式
☐	設置に係る経費の内訳書	任意書式
☐	設置に係る経費の領収書	任意書式
☐	設置した喫煙所の場所、面積及び仕様に関する書類	任意書式
☐	換気扇等の設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後速やかに撮影したもの）	任意書式
☐	第 2 条第 2 項又は第 3 項の要件を確認できる書類	任意書式
☐	他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	公的機関発行の書類

【提出書類 C 群】

☐	喫煙所維持管理年間計画書	第2号様式
☐	喫煙所維持管理費助成金交付申請書	第3号様式
☐	【所有の場合】喫煙所の用に供する部分（建物又は土地）の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）	法務局で発行
	【使用の場合】喫煙所の用に供する部分（建物又は土地）の賃貸借契約書の写し	任意書式
☐	維持管理に係る経費の内訳とその算出根拠が分かるもの	任意書式
☐	建物の外観写真及び喫煙所の写真（現況が分かるもの）	写真
☐	喫煙所の場所、面積、仕様、換気扇等の設備、排気先の位置を示すもの、利用可能な人数、営業時間その他喫煙所の詳細を確認できる資料	任意書式
☐	第2条第2項又は第3項の要件を確認できる書類	
☐	他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	公的機関発行の書類

【提出書類 D 群】

☐	喫煙所維持管理実績報告書	第11号様式
☐	喫煙所助成金交付請求書	第12号様式
☐	維持管理に係る経費の内訳書	任意書式
☐	維持管理に係る経費の領収書	任意書式
☐	喫煙所の外観及び内部を確認できる写真（現況が分かるもの）	写真
☐	喫煙所の利用状況が確認できる資料	任意書式
☐	他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	公的機関発行の書類